

奄美市ワーケーション企業等誘致促進事業 Q&A (随時更新します)

No.	質問	回答
1	申請は先着順ですか。	はい、先着順（申請書を受理した順）となります。なお、この制度は、現在計上されている予算の範囲内での執行を予定していますので、予算の枠を超えた場合は、申請の受付を終了する場合があります。
2	この交付金の対象となる期間はいつですか。	この補助金は、令和7年5月8日以降に実施したワーケーションが対象となります。 ただし、この制度は国の交付金を活用した制度となりますので、毎年2月末日までに事業を完了し、ただちに実績報告書が提出されていることが必要になります（実績報告書の提出は、事業完了後30日後もしくは2月28日のいずれか早い日です）。 なお、この制度は、現在計上されている予算の範囲内での執行を予定していますので、予算の枠を超えた場合は、申請の受付を終了する場合があります。
3	奄美市以外での宿泊、観光、コワーキング施設利用等はこの補助金の対象になりますか。	いいえ、本補助金の対象とはなりません。
4	申請額から大幅に変動した場合はどうなりますか。	ワーケーション実施前に「変更申請書」を提出頂きます。当初の申請から大きく変動となった場合においても、補助対象として妥当と認められる内容かつ補助上限内であれば、補助金の交付対象となります。
5	申請額が交付上限に満たない場合、複数回の実施分をまとめて申請することはできますか。	1回の申請につき、ワーケーションを1回実施して頂きます（まとめた申請はできません）。なお、本事業は、「奄美でのワーケーションの『お試し』」を事業主旨としているため、同一申請者の利用は年度を問わず1回までとしております。
6	「ワーク」ができる施設で、補助金の交付対象となるのはどこですか。	奄美市内のコワーキングスペース、レンタルオフィスです。具体的には、下記4施設です。（R7.5.8時点） ・Workstyle Lab Inno(https://inno-amamiwork.jp/) ・ICTプラザかさり (https://www.city.amami.lg.jp/shosui/kanko/sangyo/sogyo/ict-plaza.html) ・Living AMAMI (https://livingamami.com/) ・Aminin' Base (https://hojo-archi.jp/services/services04-01/) （市内外の飲食店等でコワーキングスペース等がある施設や、市外のコワーキングスペース等についての利用料については、補助金の交付対象外となります。）
7	上記施設は毎日利用する必要がありますか。	いいえ、必ずしも毎日利用する必要はありません。ただし、ワーケーションという趣旨を鑑み、ワークとバケーションのバランスの取れた行程として頂きます。ワーケーション実施前にご提出頂く「事業計画書」にて、個別に内容を確認させて頂きます。

8	一度実施した事業者が、別の年度に再度この事業を利用することは可能ですか。	いいえ、一度交付を受けた事業者が、再度申請することはできません。本事業は「奄美でのワーケーションの『お試し』」を事業主旨としているため、同一申請者の利用は1回までとしています。限られた枠の中で、沢山の方に幅広くに利用頂きたいと考えていますので、ご理解の程お願いいたします。
9	家族等を同行させることは可能ですか。	はい、可能です。ただし、本補助金は「ワーク」「バケーション」のいずれも実施する方に対してのみ行うものとなりますので、それらを行わない同行者については補助金の交付対象者とはなりません。
10	同じ企業の所属ではない複数人で利用を考えているが、対象となりますか。	基本的には同じ企業のメンバーを想定しているところですが、一緒にプロジェクトを行っている等、同じ仕事に携わっている人であれば補助金の交付対象となります。申請の際に、業務内容等を確認させていただきます。
11	宿泊が朝食付きの場合、食費は対象になるか？	食費は補助対象外です。ただし、宿泊費と一体となっていて分けることができない宿泊に伴う食費（朝食付き宿泊プラン等）については、例外的に宿泊費として補助対象となります。
12	宿泊が夕食付きの場合、食費は対象になるか？	夕食は補助対象になりません。
13	海外在住で、入国後奄美にワーケーションに行きたい場合の費用はどの部分から対象か？	・入国後、日本国内の別地域で滞在（宿泊）してから本市に来る場合：国内の直近の滞在地（宿泊地）から本市へ到着するまでの交通費が対象となります。 ・入国後、そのまま本市に来る場合：入国した国際空港等から本市までの交通費が対象となります。
14	その場合の申請書の書き方は？	入国した国際空港から本市までの経由ルートを記載の上、対象となる区間にかかる費用を申請ください。
15	天候不良（台風等）等の理由でキャンセルになる場合、キャンセル料は出ますか。	いいえ、キャンセル料は補助対象外となります。
16	奄美島内で使ったバスやタクシー等は全て交通費の対象になりますか？	交付対象である、市内でのワーケーション施設利用やアクティビティ等を行うために利用する移動手段であれば、どの交通手段でも対象になります（バス・タクシー・レンタカー・レンタルバイク等）。ただし、移動の目的によっては対象とならない場合もありますので、個別に確認させていただく可能性があります。 また、交通費については、島外から市内までの交通費についても、要綱に記載のある通り交付対象となります。ただし、飛行機、新幹線いずれも、通常の座席にプラスする追加料金部分については補助対象なりませんので、ご注意ください。船については「追加料金」という概念ではないものの、一番ベーシックなプランの料金（奄美―鹿児島だと「2等」）以上のものについては、その差額は対象となりません。事前に提出頂く「事業計画書」等で確認しますが、気になる点についてはお問合せください。

[illegible]